

第3期

広尾町地域福祉計画

広尾町地域福祉実践計画

(案)

令和8年3月

広尾町

広尾町社会福祉協議会

目次

第1章 地域福祉計画について -----	1 P
第2章 地域福祉を取り巻く現状 -----	4 P
第3章 基本理念と基本目標 -----	8 P
第4章 地域福祉施策の展開 -----	9 P
第5章 重層的支援体制整備事業について -----	19 P
第6章 広尾町再犯防止推進計画 -----	24 P
第7章 地域福祉施策の推進 -----	25 P

第1章 地域福祉計画について

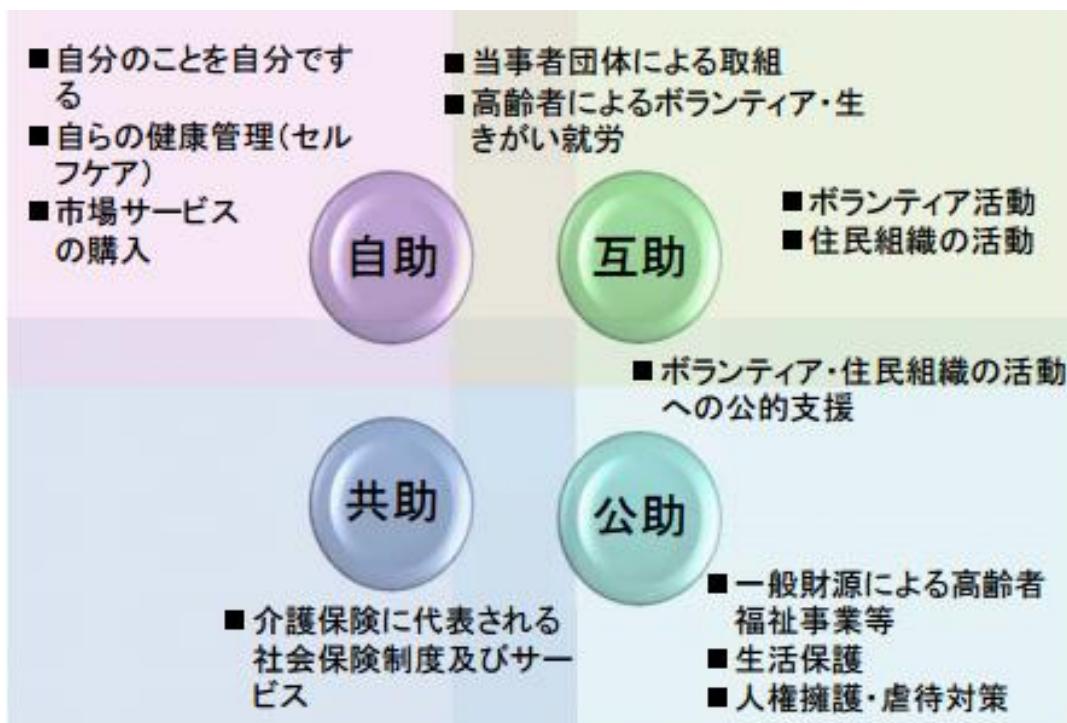
1. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助け、助けられる関係やその仕組みをつくることです。

これからまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、健康でしあわせに暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが必要となっています。

この仕組みをつくるため、広尾町では「地域福祉計画」を策定し、下記①～④の連携により、地域ぐるみで課題を解決するものです。

- ① 自助：住民一人ひとりの力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動、健康維持など、自発的に生活課題を解決する力
- ② 互助：家族、友人、仲間、隣人など住民同士で助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力
- ③ 共助：制度化された、相互扶助
- ④ 公助：自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対する、公的な制度



2. 計画の策定の背景と目的

近年の少子高齢化や核家族化の進行に伴い、相互扶助体制は弱体化し、地域住民のつながりも希薄になるなど、地域をとりまく環境も大きく変化し、様々な課題を抱えています。このような状況において、社会的に孤立しやすい高齢者、障がい者、子育て中の方など生活上の支援を必要とする人々は、一層厳しい状況に置かれています。

また、経済情勢等を起因とする生活困窮等を背景に、孤立死、高齢者や障がいのある方の消費者被害等様々な社会問題、子どもや高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもりや閉じこもりなど、これまでの高齢者、障がい者、児童などの福祉制度では対応が難しい「制度の谷間」にある新たな地域課題への対応が求められています。

このような中、住民の地域生活を支えるためには公的な福祉サービス等の充実が求められると同時に、地域住民を主体とする支え合いの仕組みづくりが必要とされています。

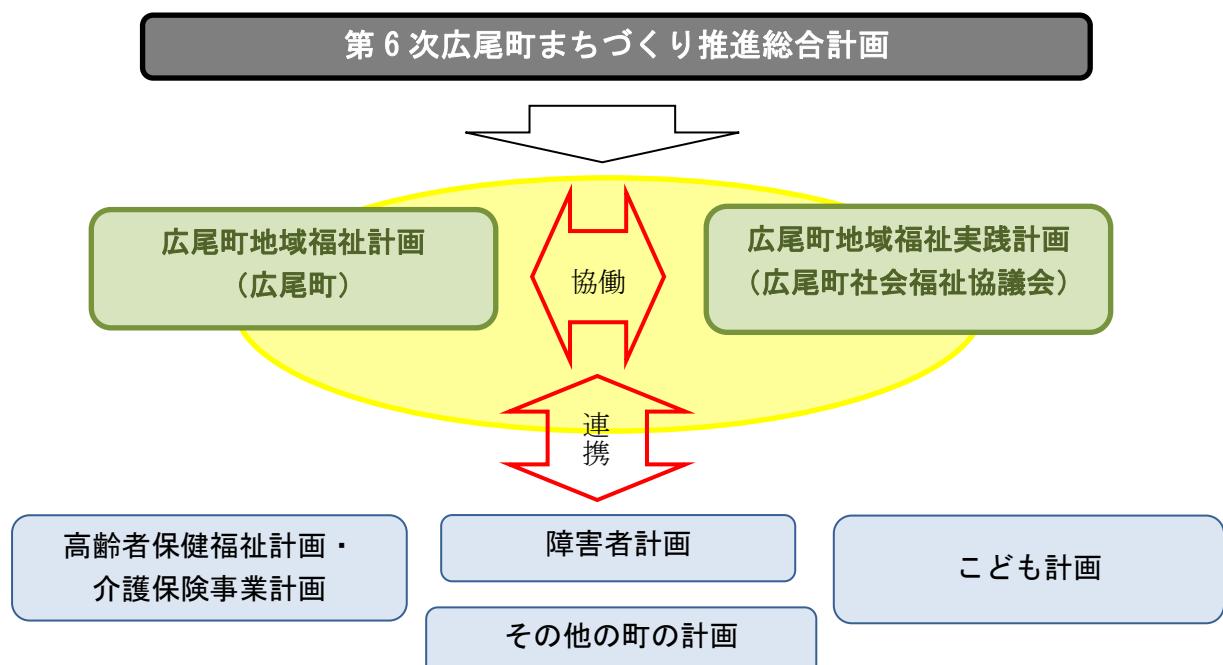
また、健康意識の増進や、生きがいを持った生活の実現のために、地域の中で医療・介護の面から支えるような仕組みの推進は、ますます重要です。

これらのことと具現化するため、広尾町と広尾町社会福祉協議会では、それぞれが策定する「地域福祉計画」(社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」)を一体的な計画として策定し、協働で地域福祉を推進するものです。

3. 計画の位置づけ

本計画は「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」を基盤として、地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における個別の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「こども計画」などと整合性を図りながら、これらを地域において総合的に推進するための計画です。

また、本計画は、広尾町社会福祉協議会が策定する実施計画である「地域福祉実践計画」としても位置付けられ、広尾町と広尾町社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進していくための計画です。



4. 計画の期間

本計画は、令和8～12年度を計画期間とする5か年計画です。

また、本計画が内包する部門別計画の計画期間については、次に示すとおりです。

計画の名称	計画期間	R8	R9	R10	R11	R12	R13
第6次広尾町まちづくり推進総合計画	R3～12						
第9期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画	R6～8						
第4期広尾町障害者計画(第5期障害者計画・第6期障害福祉計画)	R6～8						
第1期広尾町こども計画	R7～11						
第3期広尾町地域福祉計画・広尾町地域福祉実践計画	R8～12						

5. 第3期計画の策定体制

住民の積極的な参加による計画の策定を図るため、次の方法により住民の様々な意見、ニーズなどの把握に努めました。

また、関係機関、団体などから構成された広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会が審議を行い、社会福祉協議会と連携し、計画内容の検討、計画策定に取り組みました。

■広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会

構成：社会福祉協議会理事、老人クラブ連合会会長、ボランティア団体関係者等

広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定について、審議しました。

■まちづくり意見公募(パブリックコメント)

広尾町では、町政に関する基本的な事項を定める計画などの素案に対し、町民が意見を提出できるようにすることで協働によるまちづくりの実現を図るため、パブリックコメント制度を導入しています。

本計画の素案をパブリックコメントの手続により公表し、町民のみなさんから募集した意見等を精査しながら、必要に応じて計画書に反映するなど、広く町民の意見聴取に努めました。

○実施期間：令和7年12月25日～令和8年1月26日(予定)

○実施場所：広尾町役場庁舎、広尾町立図書館、広尾町国民健康保険病院、健康管理センター、広尾漁業協同組合、広尾町農業協同組合、広尾町商工会、広尾町ウェブサイト

■地域づくり会議

構成：保健福祉課、広尾町社会福祉協議会

策定委員会における円滑な審議の進行を図るため、関係課と社会福祉協議会からなる地域づくり会議で、計画における施策及び関連事業等に対する内容の検討、調整を行いました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口等の動向

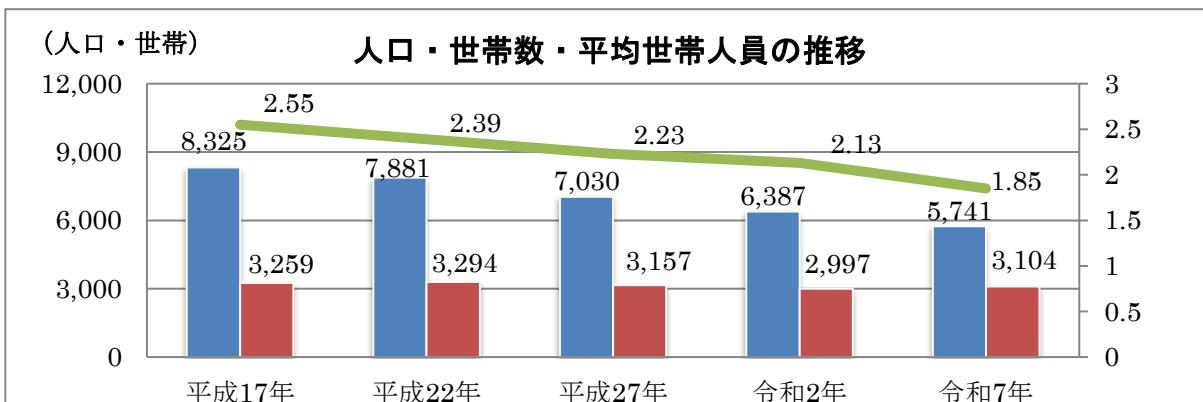
(1) 人口・世帯数

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成27年の国勢調査では7,030人、令和7年10月末の人口統計表では5,741人と、10年間で人口が1,289人減少しています。

世帯数は、減少傾向にあり、平均世帯人員は平成27年の2.23人から、令和7年には1.85人まで減少しています。

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口（人）	8,325	7,881	7,030	6,387	5,741
世帯数（世帯）	3,259	3,294	3,157	2,997	3,104
平均世帯人員（人）	2.55	2.39	2.23	2.13	1.85

【資料】国勢調査、令和7年は令和7年10月末現在人口統計表



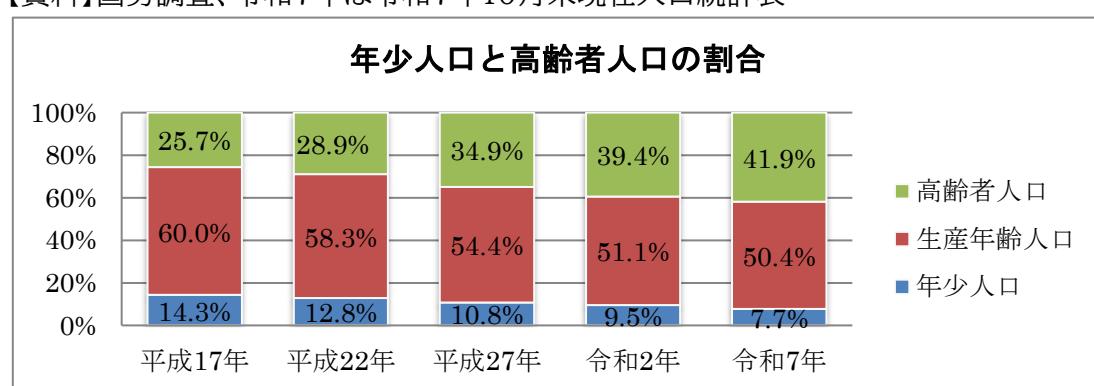
(2) 少子・高齢化

①年齢階層別人口

0～14歳の年少人口比率が平成27年の10.8%から令和7年には7.7%に減少する一方で、65歳以上の高齢者人口比率は同期間に34.9%から41.9%にまで増加しています。

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
年少人口（人）	1,191	1,011	757	609	443
生産年齢人口（人）	4,997	4,593	3,822	3,261	2,893
高齢者人口（人）	2,137	2,277	2,451	2,517	2,405
総人口（人）	8,325	7,881	7,030	6,387	5,741

【資料】国勢調査、令和7年は令和7年10月末現在人口統計表



②出生数・死亡数

出生数は、平成17年度58人、令和6年度24人、出生数が死亡数を下回る「自然減」となっています。

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
出生数（人）	58	53	28	36	24
死亡数（人）	99	112	95	102	108

【資料】住民基本台帳人口

③要介護高齢者の状況

高齢者数の増加に伴い、介護保険制度による要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。が、令和3年度以降は横ばいとなっています。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要介護認定者数（人）	396	405	397	391	386
要介護認定率（%）	15.3	15.7	15.7	15.8	15.7

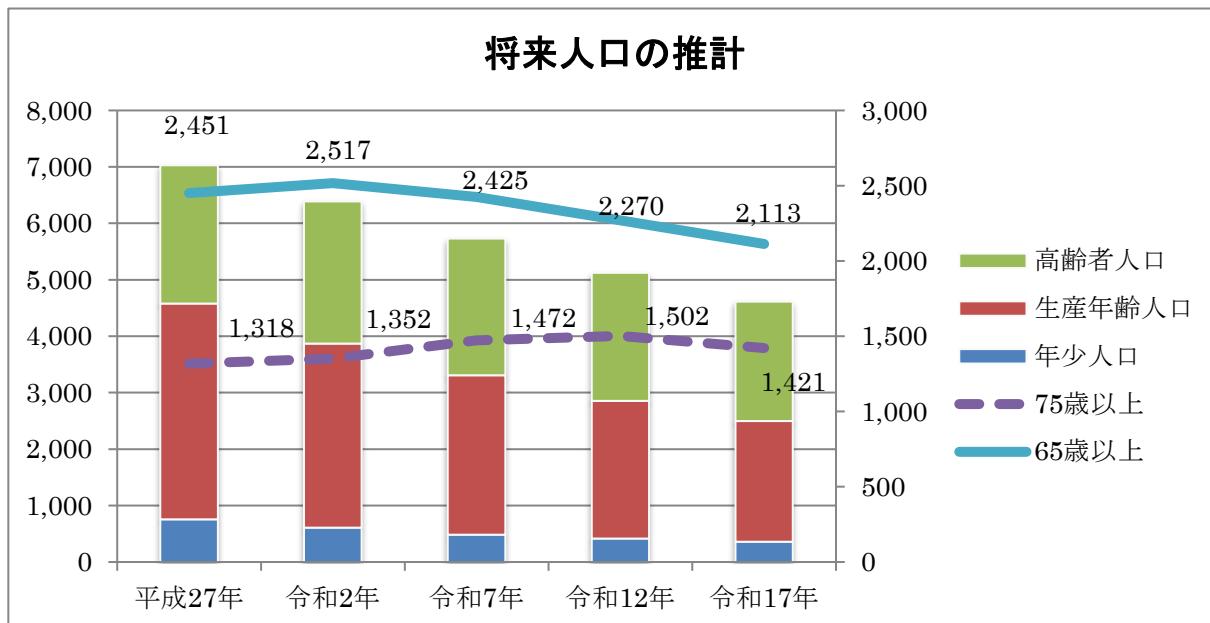
【資料】「介護保険事業状況報告」(住所地特例者含む)第1号認定者数

(3) 将来人口の推計

将来人口の推計によると、令和2年に高齢者人口のピークを迎え、75歳以上人口が増加する見込みです。本町では、高齢化が更に加速することが予測されます。

区分	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
年少人口（人）	757	609	484	417	361
生産年齢人口（人）	3,822	3,261	2,823	2,473	2,139
高齢者人口（人）	2,451	2,517	2,425	2,270	2,113
総人口（人）	7,030	6,387	5,732	5,160	4,613

【資料】令和2年までは国勢調査、令和7年以降は広尾町まちづくり推進総合計画人口推計



(4) 障がいのある人

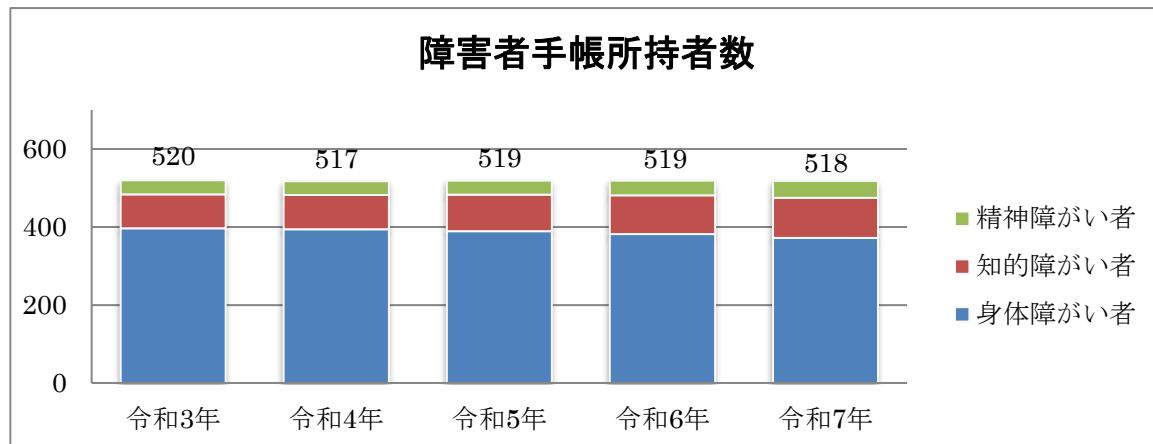
本町の障がいのある方々(障害者手帳所持者)の数は、令和7年で518人、障がい種別では身体障がい者372人、知的障がい者103人、精神障がい者43人です。

なお、障がいがあっても手帳を取得していない方や、発達障害、高次脳機能障害、難病のある方等、現行の障害認定基準では手帳取得要件を満たしにくい方もいます。

○障害者手帳所持者数(4月1日現在)

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
身体障がい者(人)	397	394	389	382	372
知的障がい者(人)	87	88	94	99	103
精神障がい者(人)	36	35	36	38	43
合 計(人)	520	517	519	519	518

【資料】保健福祉課福祉係



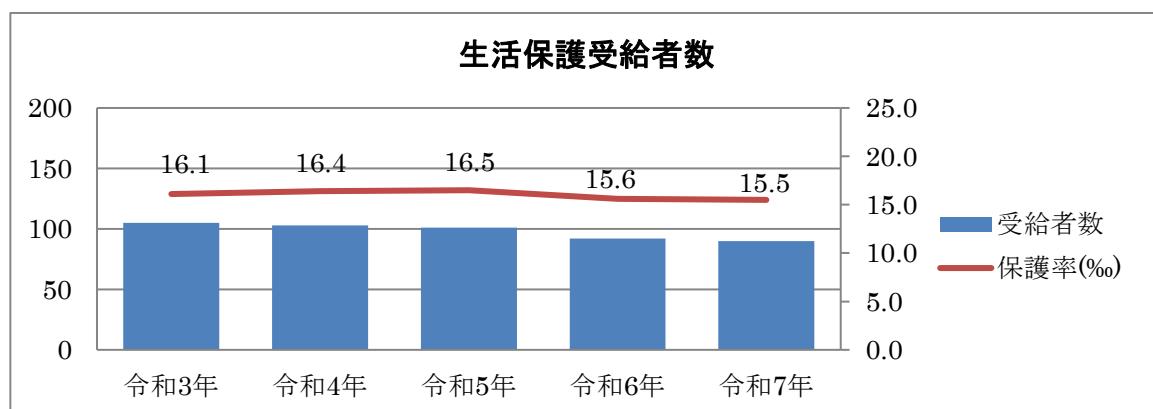
(5) 生活困窮者の状況

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、本町での生活保護受給者数は令和7年で90人、管内町村と比較して高い水準で推移していますが、令和3年と比較すると減少傾向にあります。

○生活保護受給者数(4月1日現在)

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
被保護延べ世帯数	91	91	87	79	75
被保護延べ人員	105	103	101	92	90
保護率(%)	16.1	16.4	16.5	15.6	15.5

【資料】十勝総合振興局社会福祉課



2. 地域福祉関連施設の状況

ここでは、広尾町にある地域福祉関連施設について整理しました。

区分	施設分類
子ども・子育て支援 関連施設等	認定こども園ひろお保育園、豊似保育所 広尾町子育て支援センター 放課後児童クラブ 放課後等デイサービス(NPO法人の一まひろお) 広尾小学校、豊似小学校 広尾中学校 広尾町健康管理センター 広尾町子育て世代包括支援センターすくすく (令和9年度以降:こども家庭センター) 南十勝こども発達支援センター【大樹町】
障がい者福祉 関連施設等	多機能型事業所ゆうゆう舎(NPO法人の一まひろお) グループホームボヌール、ソレイユ、レーヴ(株式会社O2) 障害者地域活動支援センター 広尾町社会福祉協議会 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、日中一時支援事業) 広尾町基幹相談支援センター (広尾町社会福祉協議会相談支援事業所) 広尾町相談支援センター
高齢者福祉 関連施設等	広尾町社会福祉協議会 (訪問介護、通所介護、居宅介護支援事業所) 特別養護老人ホームつじ苑(短期入所) 養護老人ホームかもめ 生活支援ハウスなごみ グループホームふれあい館1・2、広尾ふれあいハウス1・2 (株式会社アルムシステム) ケアハウスグランパランHIROO 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院 (訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション) 広尾町地域包括支援センター(介護予防支援事業所)
生活困窮者自立支援 関連相談窓口等	十勝総合振興局社会福祉課(福祉事務所)【帯広市】 とかち生活あんしんセンター(自立相談支援事業所)【帯広市】 ハローワーク帯広【帯広市】 保健福祉課福祉係 広尾町社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

地域福祉とは、地域に暮らすすべての人が支えあい、生きがいを持って生活するためのものです。さまざまな個性、あり方の人同士が、お互いを認めあい、お互いの立場を尊重し理解しあうことが、地域における協働の推進や、人権の尊重につながることになります。

また、さまざまな行政課題に対して当事者として参加し、可能なところで担い手にもなることで、自らの地域を行政とともに創りあげていくことが大切です。

これらの事から、本計画の策定にあたっては次のような地域社会像を基本理念とします。

本計画における基本理念を「ひとと人が支え合い こころがかよう おもいやりのまち 広尾町」と定め、この理念の下に基本目標を掲げ、地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

基本理念の実現に向け、地域住民、福祉団体、町及び社会福祉協議会の役割を定めます。

〈基本理念〉

ひとと人が支え合い
こころがかよう
おもいやりのまち
広尾町

〈基本目標〉

1. 町民主体の地域福祉コミュニティづくり
2. 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供
3. 町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進

◎地域住民、福祉団体、町・社会福祉協議会の役割

〈地域住民〉

- 日頃からご近所と結びつくことにより、何かあったときは助け合える関係を築きます。福祉に関するさまざまな問題を他人事とせず、関心を高め、ご近所の見守り活動等に活かします。
- 病気や障がい、介護の有無、年齢に関わらず、それぞれが持つ力を発揮します。また、その解決が困難な場合は、本人が周囲に相談したり、地域住民の気付きにより、地域住民が相互に支え合う環境づくりに努めます。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」の考え方のもと、町内会や民生委員児童委員・ボランティア活動に参加・協力することで、地域の支え合いを高めます。

〈福祉団体〉

- 地域福祉活動に携わる地域住民がさらに増えるよう、町や社会福祉協議会に協力するとともに、自らの活動を積極的に発信します。
- 地域住民がいつまでも健康であり続けるために協力します。また、日常生活に異変が生じていることを発見したときは、町や社会福祉協議会に連絡します。
- 点在する福祉団体をネットワークでつなぎ、顔の見える関係づくりと情報共有等により、個々のスキルアップに努めます。

〈町・社会福祉協議会〉

- 地域住民と良好なつながりを築き、地域福祉への関心を高め、その活動に携わる地域住民がさらに増えるよう、取り組みます。
- 生活困窮世帯をはじめ、要支援世帯に対し、適切かつ総合的に支援できるよう、取り組みます。
- 地域福祉に携わる多くの地域住民がつながり、個々の活動がさらに高まるよう、取り組みます。
- 各種地域福祉施策について、企画立案・実践・検証・改善を繰り返しつつ、取り組みの実効性を高めます。

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1 町民主体の地域福祉コミュニティづくり

町民各世代の福祉への意識を育み、地域における「絆」を深めるとともに、それぞれの地域特性に応じ、「共助」の視点に立ったコミュニティづくりを推進します。

施策

福祉教育の推進、人材育成、ボランティアの育成

地域福祉の充実は、将来にわたり継続されるものです。次代を担う子どもたちが地域社会の一員として積極的に福祉活動に参加できるよう、学校等と連携し福祉教育の充実を図ります。

また、町民が地域福祉の必要性、重要性を理解し、行動につながるよう、各種機会を通して、福祉活動やサービスへの理解と関心を高めるよう努めます。

地域には、人の役に立ちたいと思う人や地域事情を把握している人、また専門的技能や経験を持つ人など、様々な人材がいます。これらの町民に、地域福祉の推進に欠かすことのできないボランティア活動の担い手として活躍してもらうため、ボランティアへの理解と実践に向けた取組を進めます。

町民の多様化する生活課題に対応するため、地域活動を行う組織の活性化はますます重要です。これらの団体・組織の連携、強化を図るため、相談対応・情報提供などを通して活動を支援します。

実施計画(事業)	事業概要
地域福祉に関連したイベントの開催 【社協】	<p>町民が一堂に会し、お互いが地域福祉に対する共通理解を得ることを目的とするイベントを開催します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">● 福祉まつりを年1回、様々な世代の方々が福祉分野に携わる場として開催します。● 社会福祉大会を4年に1回開催し、長年にわたり福祉分野で貢献してきた方々を表彰する事で福祉の重要性を再確認するとともに理解を深めます。
出前講座の派遣・福祉教育の推進 【町・社協】	<p>地域福祉に関する出前講座や講演会・学習会などを家庭・学校・地域・各種団体と連携し実施していきます。また、町民が地域福祉活動を通して、自分たちの地域を改めて見つめ直し、愛着を持って、まちの未来への夢や希望を共有できるよう、福祉教育の推進を図ります。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">● 介護予防の普及啓発を目的に、知つ得ミニ講座を開催します。● スマートフォンの操作方法に関する相談会を開催し、日常生活の相談も幅広く受け止められる機会をつくります。● 出前講座や研修会などに専門的な知識を有する職員を講師として派遣します。

実施計画(事業)	事業概要
ボランティアセンター事業 【町・社協】	<p>町内のボランティア活動の推進を図ります。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア保険の加入促進を行い、安心してボランティア活動ができる環境を整備します。 ● 情報提供を通じて、ボランティア活動が発展するよう連携を図るとともに、安心して活動していくよう、相談体制を整備します。 ● 研修の機会を確保し、学びを深めることで、一人ひとりのスキルの向上を図ります。また、ボランティア同士が情報の共有や意見交換ができる場を設け、学びの機会やボランティア同士のつながりを構築します。 ● 新たな担い手を確保するため、町内のボランティア活動を地域住民に知ってもらうための広報活動を行います。
災害ボランティアセンター 【町・社協】	<p>本町で災害等により被害が出た際に、広尾町災害ボランティアセンターを設置し運営します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害に備え、日ごろから災害ボランティアセンターの立ち上げができるよう準備を進めます。 ● 有事の際は円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害に遭った地域住民の生活再建に向け支援を行います。
福祉人材・団体の育成 【町・社協】	<p>介護予防・福祉ボランティアや子育てボランティア、認知症サポート等、福祉人材・団体を育成・サポートします。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の理解を深め、認知症当事者やその家族を見守り支える地域のサポートーを養成するため、認知症サポートー養成講座を開催します。 ● 認知症サポートーを対象に、自主的な支援活動に取り組む体制を推進するため、認知症サポートーステップアップ講座を開催します。 ● 福祉サービスの中核となる介護人材を育成することを目的に介護職員初任者研修を開催します。 ● 社会参加及び介護予防に資するボランティアを育成するため、介護予防・福祉ボランティア養成講座を開催します。 ● 地域で子育てがしやすい環境を整備するため、子育てのサポートを提供する相互援助活動「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。

実施計画(事業)	事業概要
福祉団体へのサポート 【町・社協】	<p>本町の福祉団体をサポートし活動を推進します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 単位老人クラブ、殉公遺族会、母子寡婦会の活動をサポートします。 ● 年齢を重ねても、経験やスキルを活かした社会参加を促進できるよう、高齢者勤労事業部の活動を推進します。

○成果目標

指標	現状値	目標値(令和12年度末)
災害ボランティアセンター設置運営訓練	0回	1回(R8～R12)
認知症サポーター養成講座	延受講者数:2,040人	延受講者数:2,500人
介護予防・福祉ボランティア事業	ボランティア登録者数:189人	ボランティア登録者数:198人
介護職員初任者研修受講者	延受講者数:20人(R3～R7)	延受講者数:25人(R8～R12)
ファミリー・サポート・センタ一事業	ボランティア登録者数:9人	ボランティア登録者数:10人

基本目標2 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供

サービス利用者の立場に立ち、多岐にわたる福祉サービスの情報をわかりやすく、効果的に伝えるとともに、利用者主体の適切な福祉サービスの提供に向けた連携体制づくりを進めます。

施策

情報提供・相談体制・権利擁護体制の充実、交流の場づくり

多様化する福祉サービスの情報を適切に、わかりやすく伝えるため、多様な情報媒体や手段を活用し、効果的な情報提供の充実を図ります。

世の中や福祉制度の変化により住民が多様な問題を抱える中、「どこに相談に行けばよいのかがすぐにわかる」、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」など、相談しやすいしくみづくりや、情報提供体制の充実が一層重要です。

町民の福祉ニーズに適切に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、各分野における相談機能のネットワーク化を図ります。

判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が地域で安心して生活できるよう、必要な支援体制の充実を図ります。

また、地域福祉推進の基盤である地域において、住民同士のふれあいは不可欠なものです。日頃の「あいさつ」から一步進んで、住民同士の交流やつながりを深める場の提供や、地域の主体的な取組を支援します。

実施計画(事業)	事業概要
総合相談体制の充実 【町・社協】	<p>関係機関とのネットワークを強化し一体的な事業を展開することで、介護保険サービスはもちろんのこと、地域福祉活動、在宅福祉サービス、日常の金銭管理、住宅に関することなど、包括的に対応しケアマネジメント機能の充実を図ります。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">● 住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域包括ケアシステムの具体的な事業化に向けた地域課題を検討するために地域包括ケア会議を開催します。● 医療・保健・介護など関係機関が一室に会し、対応困難事例の検討や研修会を通じてネットワークを構築するため、多職種連携会議を開催します。● 障害福祉分野において相談支援の中核的役割を担い、総合的な相談窓口の機能を備えた基幹相談支援センターを整備・運営します。
生活支援体制整備事業の推進 【町・社協】	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進することを目的として、資源開発やネットワークの構築などのコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置し、事業を推進します。

実施計画(事業)	事業概要
	<p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1層協議体では、多様な主体と取り組みを共有し、意見交換を行います。 ● 第2層協議体「お互いさま ひろお」では、支え合える地域づくりに向けて、賛同いただいた地域住民が集まり、意見交換を通じて支え合いの仕組みづくりや社会資源の開発を行います。 ● 既存のサービスでは補えないちょっとした困りごとに対応する仕組み、有償ボランティア「おたすけサンタ」の取り組みを推進します。
地域介護予防活動支援事業 【町・社協】	<p>住み慣れた地域で健康で自立した生活を送り、社会参加などを通じて介護予防に取り組めるよう体制づくりを推進します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会参加を通した介護予防を推進するとともに、積極的に地域づくりに取り組めるよう、介護予防・福祉ボランティアポイント制事業を実施します。 ● いきいき百歳体操センターを養成するとともに、定期開催に向けた支援を行います。 ● 地域住民が気軽に通い交流できる「ふれあいサロン」など、社会参加の場の設置や活動の支援を行います。
重層的支援体制整備事業の推進(コミュニティソーシャルワーカー配置事業の推進) 【町・社協】	<p>地域の困りごとを発掘し、課題解決に向けて関係機関が円滑に連携できるよう調整します。また、互助の支え合い体制づくりなど、地域福祉を推進するために専門職であるコミュニティソーシャルワーカーを配置し、重層的支援体制整備事業を推進します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 包括的相談支援事業(P20) ● 参加支援事業(P20) ● 地域づくり事業(P20) ● アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(P21) ● 多機関協働事業(P21)
障害者地域活動支援センター事業 【町】	<p>創作的活動や生産活動の機会を提供することで、職業訓練や社会参加の場とし、地域社会との交流の促進を図ります。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広尾町障害者地域活動支援センターの運営

実施計画(事業)	事業概要
地域資源の一元化 【町・社協】	<p>町が実施する保健福祉の各種制度や地域の社会資源など、多様な情報を一元的に提供します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広報等で定期的に福祉サービスの周知を行います。 ● 町及び社会福祉協議会のホームページで地域資源や福祉サービスの情報を公開します。
子育て支援の総合的連携の推進 【町・社協】	<p>安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠婦と乳幼児の健康診査事業を行います。また、子どもと子育て家庭に対し、町民や企業、行政が連携しながら社会全体で子育てに関するさまざまな施策を総合的に進めます。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広尾町こども計画に基づき、子育て支援施策の着実な推進と充実を図ります。 ● 妊娠婦と生後1か月の乳児を対象とした健診費用及び通院費用を助成します。 ● 乳幼児を対象とした健康診査を実施します。 ● 家事・育児などに対して不安や負担を抱える家庭の悩みを傾聴し、養育環境を整えることで虐待リスク等を未然に防ぐため、子育て世帯訪問支援事業を実施します。 ● 乳児のいる全家庭を訪問し、子育ての不安など相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供や適切なサービスを提供します。
健康づくり活動の推進 【町】	<p>生活習慣病やこころの健康に関する相談活動を通じて、町民の主体的な健康の保持増進の取組みを進めます。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 疾病の早期発見・早期治療につなげるための各種健康診査を実施します。また、特定健診受診率向上に向けた関係機関との協力体制を構築します。 ● 健康づくりに関する正しい理解を深め、町民が主体的に学ぶ機会として、健康教育の実施や健康相談体制等を整備します。
自殺対策事業の推進 《新規》【町】	<p>自殺の背景には様々な社会的要因があることをふまえ、町民にとって身近な相談窓口や関係機関との連携体制を構築します。また、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。</p>

実施計画(事業)	事業概要
	<p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に関する普及啓発や相談窓口の周知を行います。 ● 悩んでいる方が示すサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援等につなぐ人材を育成するため、ゲートキーパー養成講座を開催します。
権利擁護支援の推進 【町・社協】	<p>認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が衰えても住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、権利擁護支援を推進します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度に関する相談や法人後見としての支援等、成年後見あんしんセンターの取り組みを進めます。 ● 日常生活に不安がある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行います。 ● 町内に頼れる親族がいなく、支払いなどの金銭管理を行えない場合、緊急事務管理を活用した支援を行います。 ● 成年後見あんしんセンターにおける法人後見や日常生活自立支援事業における支援員となる担い手を育成します。 ● 高齢者・障がい者虐待防止の普及啓発や虐待防止ネットワーク会議を開催し、虐待防止対策を推進します。
生活困窮者支援対策の推進 【町・社協】	<p>生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関である、とかち生活あんしんセンター、生活保護実施機関である、十勝総合振興局社会福祉課(福祉事務所)との緊密な連携を図ります。また、行政機関で把握が困難な情報については、コミュニティソーシャルワーカーや民生委員児童委員などの地域ネットワーク、近隣住民などによる見守り活動等と連携して把握し、各関係機関と連携し支援していきます。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 十勝総合振興局と連携し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活保護の新規相談や申請を受け付けます。 ● 生活困窮者や求職者などに対し、とかち生活あんしんセンターと連携して自立に向け支援します。 ● 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯が安定して生活を送れるよう、生活福祉資金貸付事業における相談や支援を行います。

実施計画(事業)	事業概要
	<ul style="list-style-type: none"> 不時の出費などによって一時的に世帯の生計維持が困難となつた方を対象に、5万円を限度として貸付をする法外援護事業を行います。 地域住民から寄付があった食料、家具や電化製品等を、様々な理由で生活に困っている方にマッチングさせ、生活再建の一助となる取り組みを進めます。

○成果目標

指標	現状値	目標値(令和12年度末)
多職種連携会議の開催	3回	3回
おたすけサンタの活動回数	31件(R7.11月末)	60件
サロン等の活動支援	訪問率:100%	訪問率:100%
地域資源の情報発信	延べ7回(R3~R7.11月末)	延べ10回(R8~R12)
乳児家庭全戸訪問事業	訪問率:100%	訪問率:100%

基本目標3 町民とのパートナーシップによる地域福祉の推進

地域福祉を推進するために必要な情報を地域と共有するとともに、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、事業者等と社会福祉協議会・行政のパートナーシップにより地域福祉活動を推進し、地域ぐるみで課題を解決していく力(地域力)を高めます。

施策

多様な主体による地域福祉活動の支援、避難行動要支援者の支援

住民参加による地域福祉を一層推進するため、町内会・自治会や民生委員児童委員、福祉関係団体、福祉事業者や企業など、多様な主体による地域福祉活動を支援します。

災害時や緊急時に適切な対応を図るため、避難行動要支援者情報の整備を図るとともに、その情報の効果的な共有方法について検討します。

実施計画(事業)	事業概要
民生委員児童委員との連携 【町・社協】	<p>民生委員児童委員と社会福祉協議会は、共に地域福祉の推進に取り組む両輪の関係であり、連携を図り、協働による地域福祉活動の推進に努めます。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">● 生活福祉資金や法外援護の貸付けなどの生活困窮者支援に関する情報共有を図ります。● 生活困窮者支援等に関する自主研修を開催し、地域福祉の推進に向けた連携を図ります。
地域見守りネットワークの整備 【町・社協】	<p>地域や関係機関の連携による安心・安全・福祉のまちづくりを目指し、町内会や事業所などと協議し、それぞれの地域特性に合わせたネットワークの構築を推進します。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">● 地域の事業所と連携した見守りネットワークを構築するため、地域見守り協定を締結します。● 障がい者や認知症高齢者等の行方不明時の早期発見・保護につなげるため捜査協力等を行うため、高齢者等SOSネットワークを構築します。● 町内会単位での見守り強化及び困りごとの解決を目的とした小地域ネットワーク活動を推進します。
高齢者等訪問事業 【町・社協】	<p>ひとり暮らしの高齢者等を定期的に訪問し、相談対応やきめ細やかな見守りの充実に努めます。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none">● ケア推進員が定期的な実態把握を含めた見守りを行うことで、在宅で自立した生活を継続できるよう支援します。

実施計画(事業)	事業概要
避難行動要支援者への支援 【町】	<p>避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関等で共有することで、災害時における支援体制を作ります。</p> <p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障がい者の方など、災害時に支援が必要な方の情報を把握し、緊急時に適切な対応が図られるよう、避難行動要支援者名簿を整備します。 ● 避難行動要支援者ひとりひとりに対し、本人やその家族が自助避難できるよう、避難先や避難支援の方法などをあらかじめ明確にしておくための個別避難計画を策定します。

○成果目標

指標	現状値	目標値(令和12年度末)
民生児童委員と連携した研修会の開催	延べ1回(R3～R7)	延べ3回(R8～R12)
小地域ネットワーク活動登録 町内会	16町内会	20町内会
高齢者等訪問事業	実利用人数:40人 延利用回数:436回	実利用人数:55人 延利用回数:660回

第5章 重層的支援体制整備事業について

1. 重層的支援体制整備事業の概要

令和3年4月、市町村に対して包括的な支援体制の整備を努力義務化し、重層的支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めた改正社会福祉法が施行されました。

重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法第106条の4第2項に基づき、既存の相談支援等の取り組みを生かし、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもので、本町は令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。

本章を社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として位置付け、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制や実施内容を定めるものです。第3期地域福祉計画・地域福祉実践計画における重点的に取り組む施策に資する計画であり、福祉分野の個別計画との整合性を図りながら推進していきます。

①包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、抱えている課題の整理を行います。課題が複雑化・複合化しているケースについては、⑤の多機関協働事業につなぎ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげます。

②参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

本人の課題や特性・希望に合わせ、社会とのつながりづくりを支援する事業で、既存の社会資源の拡充などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行います。

③地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

世代や属性を超えて交流できる居場所を整備し、人と人、地域をつなげるコーディネートの役割を担います。

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

支援を必要とするが支援が届いていない方に対し、必要な支援に結びつけます。また、本人との関係性を構築し、継続的な見守り支援を行います。

⑤多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

課題が複雑化・複合化しているケースについて、情報の共有や支援方針、各関係機関の役割分担等をコーディネートし、連携体制を構築します。

⑥重層的支援会議・支援会議（支援関係機関会議の連携の在り方）

個別の相談支援で多機関の連携を要するケースに関しては、支援会議や重層的支援会議において、相談支援機関その他ケースに関わる関係者・関係機関による協議を踏まえ、計画的な支援を実施します。

2. 広尾町における重層的支援体制整備事業の取組

事業名	本計画の具体的な取組内容
①包括的相談支援事業 【町・社協】	<p>基本目標2 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供</p> <p>【支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談体制の充実(P12) (高齢)地域包括支援センター運営事業 (障がい)相談支援事業 ・子育て支援の総合的連携の推進(P14) (子ども)利用者支援事業 ・コミュニティソーシャルワーカー配置事業の推進(P13) <p>【相談支援機関】5か所</p> <p><高齢者に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター(直営) <p><障がい者に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター(委託:社会福祉協議会) <p><子どもに関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター(直営) (令和9年度以降:こども家庭センター) ・子育て支援センター(直営) <p><生活困窮に関すること></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談窓口(直営:保健福祉課福祉係、委託:社会福祉協議会) <p>役場(保健福祉課福祉係、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、健康管理センター)、社会福祉協議会に相談窓口を設置し、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めます。</p>
②参加支援事業 【町・社協】	<p>基本目標2 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業の推進(P13)</p> <p>(委託:社会福祉協議会)</p> <p>相談者の課題や特性、本人の希望や強みに合わせて、既存のボランティア活動や通いの場、就労等社会資源を活かした支援メニューを検討します。また、必要に応じて新たな社会資源の開発や連携先を増やし、より本人に適した支援メニューを検討します。</p>
③地域づくり事業 【町・社協】	<p>基本目標2 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供</p> <p>【支援体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備事業の推進(P12) (高齢)生活支援体制整備事業(委託:社会福祉協議会)

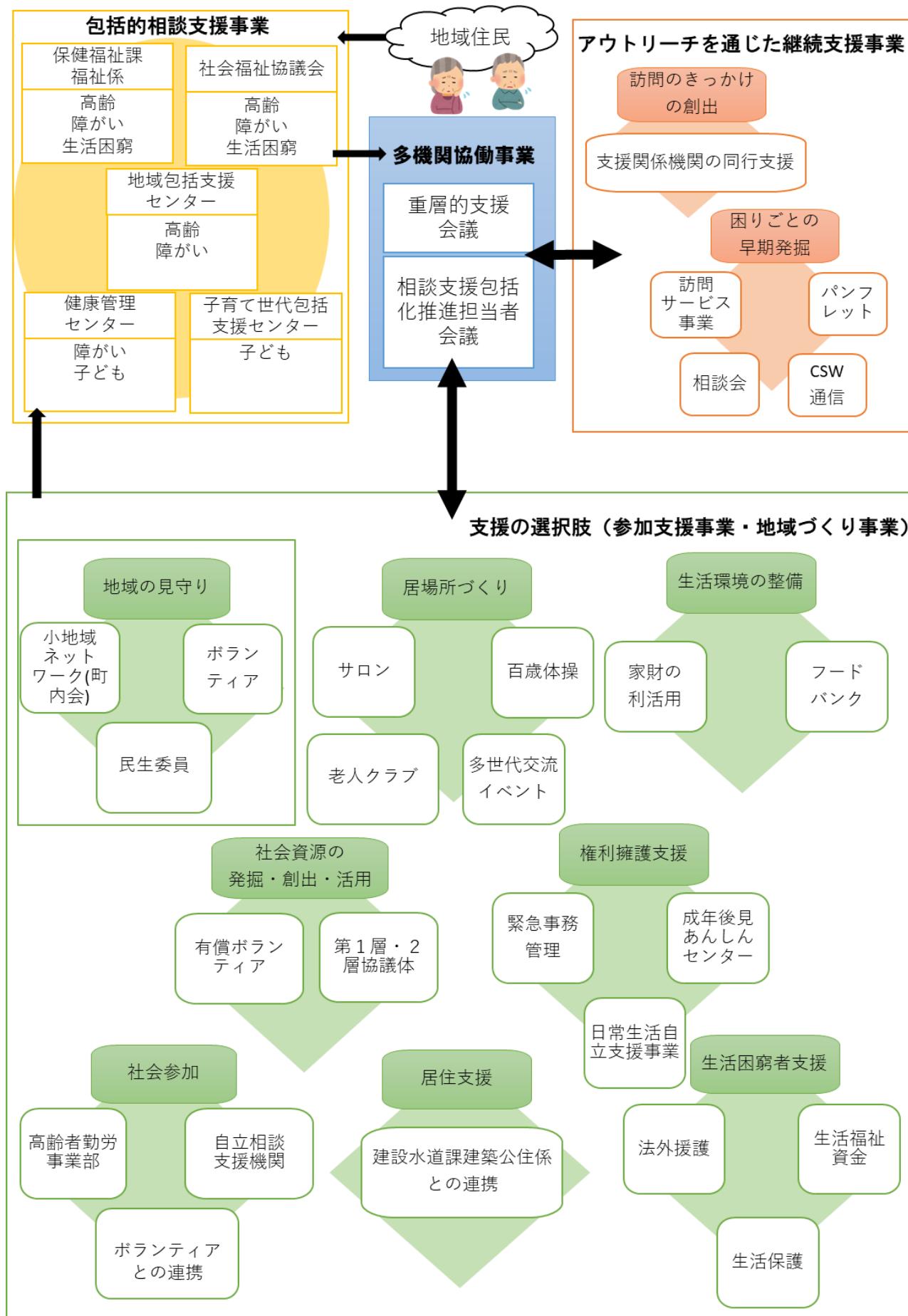
事業名	本計画の具体的な取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域介護予防活動支援事業(P13) (高齢)地域介護予防活動支援事業(委託:社会福祉協議会) ・障害者地域活動支援センター事業(P13) (障がい)地域活動支援センター事業(委託:のーまひろお) ・子育て支援の総合的連携の推進(P14) (子ども)地域子育て支援拠点事業(直営) ・コミュニティソーシャルワーカー配置事業の推進(P13) (困窮)生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (委託:社会福祉協議会) <p>多世代が集えるイベントを企画します。また、イベントに合わせて相談できる窓口を設置し、気軽に相談できる体制を構築するほか、属性や世代によらず利用できるカフェや食堂などのイベント運営に向け事業を推進します。</p>
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【町・社協】	<p>基本目標2 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供 コミュニティソーシャルワーカー配置事業の推進(P13) (委託:社会福祉協議会)</p> <p>高齢者等訪問事業(P17) (委託:社会福祉協議会)</p> <p>困りごとを抱えている方との信頼関係を構築するため、継続的な見守りと相談支援を行います。また、支援に結びついていない方の早期発掘と、適切な支援に結びつけるため、情報発信や関係機関と連携していきます。</p>
⑤多機関協働事業 【町・社協】	<p>基本目標2 町民ニーズに応じた福祉サービスの提供 コミュニティソーシャルワーカー配置事業の推進(P13) (委託:社会福祉協議会)</p> <p>包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しているケースについては、コミュニティソーシャルワーカーと連携のもと、重層的支援会議及び相談支援包括化推進担当者会議を開催します。会議の中では、支援がより効果的に進むよう、情報の共有、支援方針の決定、役割分担の確認を行います。コミュニティソーシャルワーカーは円滑に支援が進むよう、関係機関をコーディネートします。</p> <p>○相談支援包括化推進担当者会議 社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議で、構成員に守秘義務を設け、本人の同意がない場合にもコミュニティソーシャルワーカーが調整を行い、情報共有や地域における必要な支援体制を検討します。</p>

事業名	本計画の具体的な取組内容
	<p>【担当】 町(保健福祉課福祉係、地域包括支援センター、健康管理センター)、社会福祉協議会 ※その他必要に応じて調整。</p> <p>○重層的支援会議 受け止めた相談の内、課題が複雑化・複合化しているケースについては、コミュニティソーシャルワーカーと連携のもと、重層的支援会議を開催し、支援がより効果的に進むよう、情報の共有、支援方針の決定、役割分担の確認を行います。コミュニティソーシャルワーカーは円滑に支援が進むよう、関係機関をコーディネートするほか、多機関協働事業に係るフォロー及び支援対象者等のバックアップを行います。</p> <p>【担当】 町(保健福祉課福祉係、地域包括支援センター、健康管理センター)、社会福祉協議会 ※その他必要に応じて調整。</p>

○成果目標

指標	現状値(令和6年度末)	目標値(令和12年度末)
包括的相談支援事業 コミュニケーションソーシャルワーカーと連携し 支援した件数	495件	550件
参加者支援事業 受け入れ可能機関数	3ヶ所	6ヶ所
生活困窮者支援等のための地域づくり事業 イベントの開催	0回	6回
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 相談窓口の情報発信と収集	1回	2回
多機関協働事業 連携機関数	24ヶ所	30ヶ所
多機関協働事業 重層的支援会議・支援会議の開催回数	10回	12回

広尾町重層的支援体制整備事業 イメージ図



第6章 広尾町再犯防止推進計画

1. 計画の概要

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記され、地方公共団体は国の再犯防止計画を勘案し、地方再犯防止計画を定めることとされました。

本章を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条1項に基づく地方計画として位置付け、計画的に施策を推進していきます。

2. 施策の方向性

犯罪や非行をした人の再犯防止や社会復帰する保護への関心と理解を深め、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域づくりと必要な支援を届ける体制づくりに取り組みます。

3. 主な取組

- 広尾地区保護司会広尾町分区と連携し、「社会を明るくする運動」をはじめとした再犯防止や更生保護に関する活動等の周知・啓発を推進します。
- 犯罪や非行をした人が、就労、住居確保、保健医療、福祉などの必要な支援につながるよう関係機関と連携した相談支援体制をつくります。

第7章 地域福祉施策の推進

1. 推進体制の整備

地域福祉施策を総合的な見地で行うためには、町の保健福祉施策の推進だけでなく、町内外の多様な関連施設・機関の協力が不可欠です。従って、保健福祉課、社会福祉協議会等との連携を図るとともに、町の担当部局と連絡・調整を密接に行い、計画を実践することが重要です。

また、町と社会福祉協議会が中心となり、地域で生活する町民、地域で活動する民生委員児童委員、町内会、福祉団体やNPOなどの事業者と連携し、地域福祉を推進します。

2. 計画の進行管理と評価

計画の推進には、施策・事業の必要性、実施の実効性、事業の利用度合いなどを評価の基準とし、常に利用者の立場に立った見直し作業が必要です。

また、本計画を実効性のあるものとして推進するためには、施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握し、評価するなどの進行管理を行う必要があります。

成果目標と達成状況を毎年確認し、その評価に基づき、事業(サービス)の改善・中止、新規事業の導入等が実施できるよう体制を整えます。

このため、「広尾町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会」において、計画の進捗状況の確認・評価し、必要に応じて見直しを行うなど、計画を推進します。